

## ◎議会無視

宗派は、〇〇寺が宗教法人格を取得するにむけて、所轄庁である神奈川県庁からの要請に応えるかたちで、2014年3月に、〇〇寺との間で覚書（資料—1）を締結します。その内容は、〇〇寺が宗教法人格を取得した時、当該土地・建物の所有権移転登記手続きを行うことを、真宗大谷派の代表役員の名で〇〇寺との間で取り交わしたものです。

この不動産の所有権移転登記というものは、平たく言えば、宗派の財産を処分し、相手に寄付するということです。この覚書は、〇〇寺との間で交わされたものではありませんが、同時に神奈川県庁に対して、宗派の意志を示したものでもあります。

一方、財産処分にあたっての宗派においての手続きは、財産管理審議会に諮り、そのうえで、参与会・常務会（宗会閉会中に議決権を有する機関）において議決されることが必要であります。

ところが、覚書の内容が財産処分なしに出来ないものであるにもかかわらず、参与会・常務会という議会に全く諮ることもなく、覚書を宗派の代表役員の名で締結しています。

また、神奈川県庁に対して、宗教法人設立認証申請を〇〇寺が提出する時には、当該土地・建物が〇〇寺の基本財産であることを証明する「宗教団体であることの証明書」を宗務総長の名で交付しています。その証明書と覚書が一つになる時、法人設立時には、その土地・建物が〇〇寺の所有であることを宗派が神奈川県庁に証明するものとなります。

実際、2014年3月18日に前述の覚書を締結し、2016年10月18日に、当該不動産が〇〇寺所有であることを証明する「宗教団体であることの証明書」を交付し、それらのことを受けて、2016年12月2日には、神奈川県知事が宗教法人設立を認証し、12月5日に、宗教法人〇〇寺が設立登記を済ませています。そして、12月18日には、〇〇寺設立奉告法要が勤修されました。

このように、具体的な法人設立にあたって、議会の議決はじめ、財産管理審議会の承認を得ることもなく奉告法要まで済ませ、つまり、すべてを済ませてから、翌年、3月27日に財産管理審議会を、そして、4月24日に参与会・常務会を開催して財産処分の議決を得ています。果たして、すべてが完了してからの、この議決は如何なる意味を持つものなのでしょうか。

この宗務執行手法を議会無視と指摘しているのです。